

川田地区地区計画

(平成14年 6月 6日城陽市告示第 57号)

(平成19年11月30日城陽市告示第105号)

名 称		川田地区地区計画
位 置		城陽市奈島川田
面 積		約0.7ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、国道24号と普通河川青谷古川に囲まれた区域である。現在、宅地開発が進められているが、準工業地域であることから、環境負荷の少ない工業等の用途の混在を許容しつつ、幹線道路の沿道であることから、交通公害や沿道としての土地利用を考慮し、背後地の良好な住環境の確保を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	当地区が準工業地域であり幹線道路の沿道であることを考慮し、周辺住宅地・工業との調和及び交通公害にも配慮した、沿道の土地利用及び背後地の住宅地としての利用を図る。
	地区施設の整備方針	開発事業により整備された道路及び公園については、開発後これを保全する。
	建築物等の整備方針	良好な地区環境を形成するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度及びかき又はさくの構造の制限について必要な制限を設ける。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 都市計画道路国道24号線に接する敷地にあつては建築基準法別表第2(と)項第1号、第2号、第3号、第4号又は第5号に掲げる建築物 (2) 都市計画道路国道24号線に接しない敷地にあつては建築基準法別表第2(ほ)項に掲げる建築物 (3) ホテル又は旅館 (4) 自動車教習所 (5) 床面積の合計が15㎡を超える畜舎
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、100㎡以上でなければならない。 ただし、当該団地にかかるガス供給基地についてはこの限りでない。
	かき又はさくの構造の制限	前面道路に沿ってかき・さく又はへいを設置する場合は、可能な限り、生垣等により緑化を推進することとする。

川田地区地区計画

